

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日の  
翌日)

## 目 次

◇ 告 示 昭和四十三年鳥取県事業所経済調査要綱

家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

家畜伝染病予防法によるピロプラズマ病検査等の実施

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号の一部改

正

地籍調査に関する県の計画に基づく昭和四十三年度に

おける事業計画

土地改良区の役員の就退任

土地改良区の役員の住所変更

解除予定の保安林

◇ 公 告 収用委員会の審理の開催

## 告 示

### 鳥取県告示第五百二十二号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、

昭和四十三年鳥取県事業所経済調査を次の要綱により行なうので、同条例

第二条の規定により告示する。

昭和四十三年七月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 昭和四十三年鳥取県事業所経済調査要綱

#### 一 調査の目的

この調査は、昭和四十二年の本県における鉱業、建設業、製造業、卸売業、小売業、金融・保険業、不動産業、運輸通信業、電気・ガス・水道業及びサービス業（以下「鉱業等」という。）を営む民営の事業所の経営の実態を把握し、県民所得統計及び県行政の基礎資料を得ることを目的とする。

#### 二 調査の範囲

この調査は、本県において鉱業等を営む民営の事業所のうち、知事が別に定める抽出方法によつて選定したもの（以下「選定事業所」という。）について行なう。

#### 三 調査事項

1 この調査は、次の事項について行なう。

(1) 選定事業所の名称

(2) 選定事業所の所在地

(3) 事業内容

(4) 従業員数

(5) 損益計算

(6) 年間設備投資

(7) 棚卸資産在庫額

2 法人である選定事業所については、1に掲げるものほか次の事項

について調査する。

(1) 経営組織

(2) 利益剰余金処分

四 調査の対象となる期間

この調査の対象となる期間は、昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで又はこの期間を最も多く含む選定事業所の一の事業年度若しくは営業年度の期間とする。

五 調査の実施期間

この調査の実施期間は、昭和四十三年八月一日から八月三十一日までとする。

六 調査の方法

この調査は、知事が調査員を通じて行なうものとし、調査員が配付する調査票に選定事業所が所定事項を記入する方法で行なう。

七 調査票の提出期限及び提出先

この調査の調査票は、選定事業所の所在する市町村の長を経由して昭和四十三年九月十五日までに知事に提出するものとする。

八 結果の公表

この調査の結果は、集計完了後すみやかに公表する。

鳥取県告示第五百十三号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査、だに駆除及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査又は駆除を受けることを命ずる。

昭和四十三年七月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ピロプラズマ病及びひな白痢予防のため

二 実施する区域 別表のとおり

プ 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

2 ピロプラズマ病検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

3 ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

3 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査

4 だに駆除 BHC 散布

5 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

別表  
結核病検査及びブルセラ病検査

実施日	実施区域		実施場所
	一 次	二 次	
八月五日	八月八日	大山町	坊領、宮内、平検診場
九日	十二日	種原、飯戸	種原、飯戸
十九日	二十二日	原、前	原、前
二十日	二十三日	名和町	下坪
二十六日	二十九日	光徳、前谷	光徳、前谷
二十七日	三十日	名和	名和
十九日	二十二日	日南町	市場、下石見、中石見
二十日	二十三日	神戸上、花口	神戸上、花口
二十六日	二十九日	日野町	小河内、中菅、下菅、黒坂
二十七日	三十日	濁谷、倉谷、舟場、三谷	濁谷、倉谷、舟場、三谷

ヒロプラズマ病検査及びだに駆除

実施期日	実施区域	実施場所
八月七日	名和町	神田放牧場
九日	中山町	高橋放牧場
三十一日	岸本町	大山放牧場
六日	溝口町	金屋谷、榎水原検診場
七日	大内	大内
八日	日野町	奥渡
九日	日南町	上坂、福栄
十二日	桑平山	桑平山

ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
八月十五日	淀江町	各鶏舎
十三日	大菅	大菅
十四日	萩山、滑	萩山、滑
十五日	大草山	大草山
十六日	東山、大平原	東山、大平原
二十一日	瓜菜沢、本谷	瓜菜沢、本谷
二十八日	奥山	奥山

鳥取県告示第五百十四号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によりヒロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十三年七月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ヒロプラズマ病予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法

- 1 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
  - 2 だに駆除 BHC散布
- 別表
- ピロプラズマ病検査及びだに駆除

実施期日	実施区域	実施場所
七月二十二日	国府町	美敷検診場
〃 二十三日	郡家町	平木山〃
〃 二十九日	国府町	美敷〃
〃 三十日	郡家町	平木山〃
八月二十二日	国府町	美敷〃
〃 二十三日	郡家町	平木山〃
九月十九日	国府町	美敷〃
〃 二十日	郡家町	平木山〃
十月十七日	国府町	美敷〃
〃 十八日	郡家町	平木山〃

鳥取県告示第五百十五号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百十四号（豚等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年七月十二日から施行する。

昭和四十三年七月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

- 茨城県東茨城郡 同県勝田市
- 千葉県野田市 長野県大町市
- 静岡県伊東市 香川県綾歌郡
- 大分県竹田市 同県北海部郡

鳥取県告示第五百十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく昭和四十三年度における事業計画を次のとおり定めたので、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和四十三年七月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

調査を行なう者の名称	調査地域	調査期間	摘要
名和町	倉谷、豊成、押平 茶畑、高田	昭和四十三年七月十二日から 昭和四十四年三月三十一日まで	換算面積五・五三 平方キロメートル
米子市	夜見町、吉岡、熊 党、浦津、蚊屋	昭和四十三年七月十二日から 昭和四十四年三月三十一日まで	換算面積一・九〇 平方キロメートル

鳥取県告示第五百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十三年七月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大誠土地改良区  
退任した役員の氏名及び住所

理事	湯浅友一	西伯郡淀江町大字淀江
完井菊松		東伯郡大栄町大字原
林原功	林原克己	中間
吹野正明	西原	小波
湯浅保度	淀江	
浅中博隆		
堀尾清正	西原	
尾沢毅		
富田伍郎	淀江	
吉田卓夫		
池口幸揚		
村田哲三		
石田新吾	西原	
須山正雄		
角愛吉	淀江	
加藤弘	西原	
龜山大吉		
池口源三	淀江	
田口源蔵	西原	

昭和四十三年六月八日死亡に伴い退任  
 淀江白浜土地改良区  
 退任した役員の名及び住所

理事	湯浅友一	西伯郡淀江町大字淀江九一八
任期満了に伴い退任 就任した役員の名及び住所		
村上幸雄	渡辺忠利	小波
平林茂	内林嘉久	中間
池口満	渡辺治郎	小波
渡辺秀雄	田原俊	西原
田原俊	吉田皎	
吉田皎	林原準一郎	小波
林原準一郎	大村範次	中間
大村範次		
湯浅友一	田口源蔵	西原三七七
田口源蔵	龜山大吉	淀江九〇七
尾沢毅	尾沢毅	六三二
須山正雄	堀尾清正	二六五
堀尾清正	石田新吾	西原五三九
石田新吾	湯浅好正	五八八
湯浅好正	加藤弘	六八六
加藤弘	林原克己	九四九
林原克己		小波一〇一四

渡	迎	忠	利	九八九
平	林	茂	一二二	
村	上	幸	雄	中間三六九
林	原	功	六八八	
田	原	勇	西原九五一	
林	原	準	一郎	小波一〇二二

昭和四十三年四月四日通常総会において総選挙の結果当選し六月四日就任 任期三年

新開土地改良区

就任した役員の名及び住所

山	崎	營	東伯郡北条町大字江北
米	本	英	雄
榊	田	一	成
神	崎	晶	
門	脇	金	蔵

任期満了に伴い退任

就任した役員の名及び住所

米	本	英	雄	東伯郡北条町大字江北二四五二
榊	田	一	成	二四六二
神	崎	晶		一七五二
門	脇	金	蔵	一九九七
淀	瀬	貞	夫	一六八七

昭和四十三年三月二十八日役員選挙会において当選し四月一日就任 期二年

南谷土地改良区

退任した役員の名及び住所

朝	倉	勇	功	東伯郡関金町大字泰久寺六三九
日	野	六	蔵	六五一
加	藤	勝	実	松河原二二三四ノ一
藤	井	波	蔵	二四〇ノ二
光	村	大	蔵	九九五ノ二
進	木	連	一	大鳥居八三三
藤	井	恒	好	八〇二
山	名	房	好	六九八
池	本	賢	蔵	安彦五四五
保	田	滋		五七六
椿	光	治		関金宿一一四五
日	野	霧	千代	泰久寺三四八
安	田	義	勝	松河原一一二六
鳥	飼	友	蔵	大鳥居八三七

任期満了に伴い退任

就任した役員の名及び住所

日	野	寿	雄	東伯郡関金町大字泰久寺六九二
世	瀬	高	徳	一四六
加	藤	登		松河原二〇三



理事	加藤重蔵	鳥取市倭文四二二ノ四
田中柳八	服部二四一	"
有田喜美雄	上味野二八一	"
近藤国蔵	八頭郡河原町大字布袋三三二ノ一	"
木下善蔵	鳥取市赤子田四二一〇 三〇六	"
有田利久	鳥取市赤子田四二一〇	"
西尾朋一	三二八	"
影日和美	長谷五一九ノ一	"
片山律寿	九九〇〇	"
中村隆春	倭文四〇八ノ三	"
大上禧久	四〇八ノ八	"
田村福美	三六四	"
谷口基一	玉津六一	"
西尾経雄	横枕二七九ノ三	"
高田光雄	四三二	"

期満了に伴い退任  
就任した役員の名及び住所

中井清治	"
三村利夫	"
荻原熊治	八頭郡河原町大字袋河原
近藤寿雄	鳥取市赤子田
寛泰雄	下味野
森本隆明	菫蒲

林正番	向国安一三六
近藤平八郎	竹生七一ノ二
森芳正	上味野二四四ノ一
山下正夫	朝月二三六ノ一
半田輝実	六〇
横山英雄	源太五一
吉田豊実	下味野四一四
三田茂実	四一三
福田石蔵	一八一
西本兼松	一九二ノ二六
沢野操	野寺三四ノ二
依藤武男	服部二三八
川口由治	菫蒲三四七
三村利夫	四七〇
柴田重雄	二七六
大西勝美	朝月八六
近藤寿雄	赤子田三八二
沢田時春	菫蒲四六四

昭和四十三年四月二十八日通常総代会において選挙の結果当選し五月十日就任 任期四年  
新開川土地改良区  
退任した役員の名及び住所



理事	井上光恵	米子市東福原
"	井上福寿	" 上福原
"	竹本美佐雄	" "
"	国尾春吉	" 西福原
"	宮崎良孝	" "
"	永見正栄	" 両三柳
監事	八尾高三郎	" 皆生
"	大先安五郎	" 西福原

任期満了に伴い退任

就任した役員の名及び住所

理事	井上光恵	米子市東福原七九八ノ一
"	井上福寿	" 上福原一五二二
"	竹本美佐雄	" 八二四
"	国尾春吉	" 西福原九一九
"	宮崎良孝	" 一六一一
"	永見正栄	" 両三柳三二九四ノ一
監事	八尾高三郎	" 皆生二一八
"	大先安五郎	" 西福原二〇八

昭和四十三年三月十七日通常総代会において総選挙の結果当選し四月六日就任 任期四年

鳥取県告示第五百十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区から役員の名及び住所に変更を生じた旨の届出があつ

たので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十三年七月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

羽合砂丘土地改良区

理事	戸崎 薫	変更前	東伯郡羽合町大字水下一四七番一合併地
		変更後	" 一四七番地一

鳥取県告示第五百十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年七月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九、大字海士字高浜八九の五〇一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

昭和43年7月12日 金曜日

公 告

起業者建設大臣申請に係る一般国道9号東鳥取国道改築工事に関する収  
用裁決事案について、収用委員会の審理を次のとおり開催する。

昭和43年7月12日

鳥取県収用委員会

会長 若 木 礼

一 日 時 昭和43年7月19日11時から

二 場 所 鳥取市東町

鳥取県議会議事堂第4委員会室

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価 一部一箇月三百円(送料を含む。)